

第1回 松前町水道事業経営審議会

水道事業の概要及び取組状況について

令和4年12月19日(月)

■ 水道事業の概要について

1) 沿革

【事業区分】	【開始年度】	【主な事業内容】
・ 創設	昭和26年度	義農水源地の整備 各地区(9箇所)簡易水道の整備
・ 第1次拡張事業	昭和38年度	西古泉、塩屋、南黒田地区に拡張
・ 第2次拡張事業	昭和45年度	西古泉水源地の整備
・ 第3次拡張事業	昭和49年度	西古泉第2取水井戸の整備
・ 第4次拡張事業	昭和54年度	西古泉簡易水道の統合
・ 第5次拡張事業	昭和55年度	各地区簡易水道の統合
・ 第6次拡張事業 (継続中)	平成15年度	恵久美、北伊予浄水場・配水池の整備 (仮称)松前町浄水場・配水池の整備

2) 業務量(令和3年度末)

給水人口	29,733人
給水戸数	11,675戸
普及率	98.5%
配水量(年間)	3,497,707 m ³
〃 (1日平均)	9,583 m ³
有収水量(年間)	3,181,592 m ³
〃 (1日平均)	8,717 m ³
1日最大配水量	10,355 m ³
有収率	90.96%

■ 水道事業の取組状況について

【(仮称)松前町浄水場・配水池】 (令和7年度末完成予定)



《施設概要》

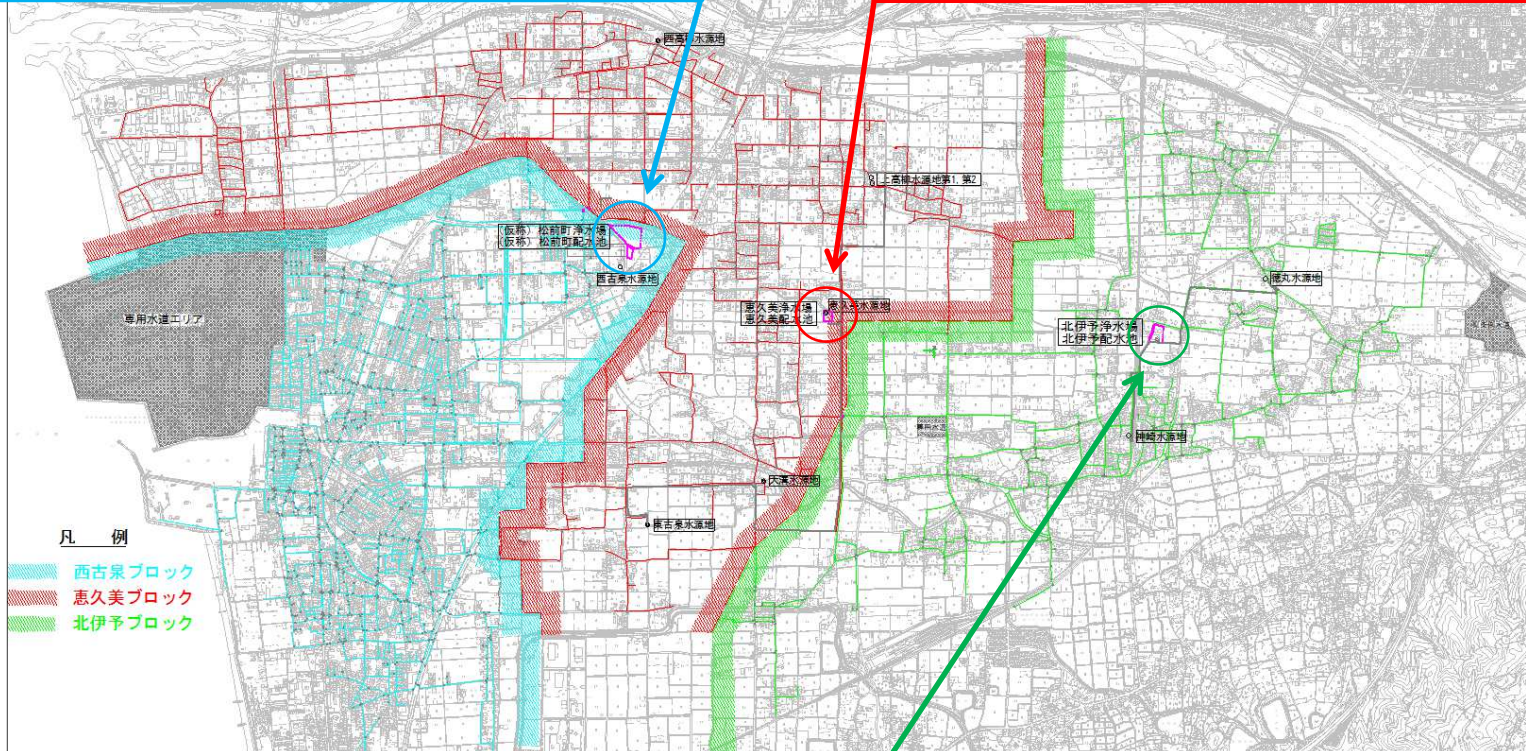
- ① 計画最大給水量 7,210^m³/日
- ② 配水池容量 2,765^m³×2池
- ③ 水源井戸 2箇所
- ④ 総事業費 約53億円

【恵久美浄水場・配水池】 (平成19年11月完成)



《施設概要》

- ① 計画最大給水量 4,810^m³/日
- ② 配水池容量 1,232^m³×2池
- ③ 水源井戸 5箇所
- ④ 総事業費 18.4億円



【水道管路整備 (令和3年度末)】

- ① 管路総延長 約192km
(耐震化率 約24%)
- ② 基幹管路延長 約45km
(耐震化率 約34%)

【北伊予浄水場・配水池】 (平成26年3月完成)



《施設概要》

- ① 計画最大給水量 3,330^m³/日
- ② 配水池容量 1,282^m³×2池
- ③ 水源井戸 2箇所
- ④ 総事業費 15.8億円

第1回 松前町水道事業経営審議会

水道事業の経営状況について

令和4年12月19日(月)

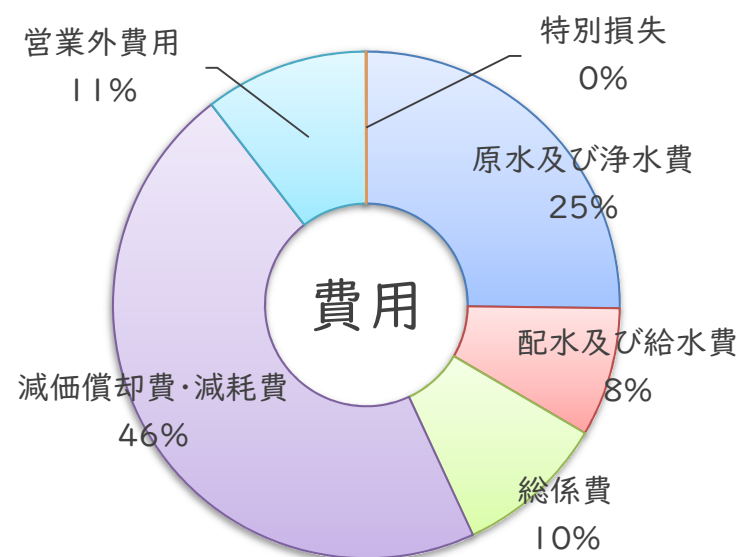
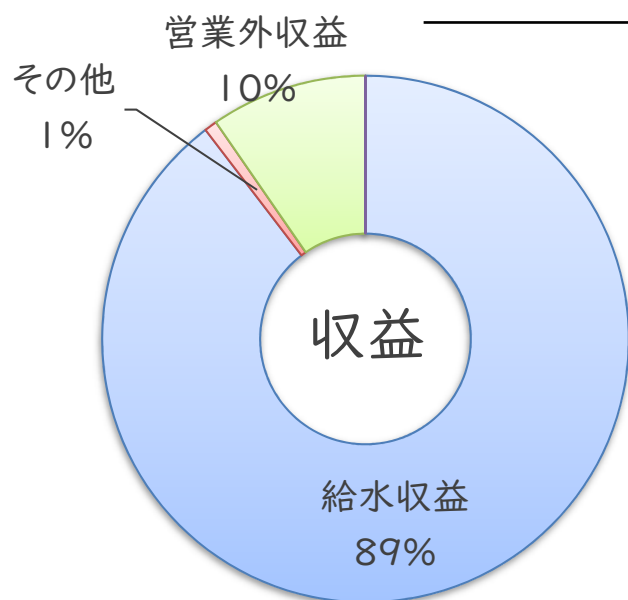
令和3年度決算 経営成績(税抜)

収益	金額(千円)
給水収益(ア)	369,970
その他営業収益	3,245
営業外収益	39,682
計	412,897

費用	金額(千円)
原水及び浄水費	110,050
配水及び給水費	35,905
総係費	42,141
減価償却費・減耗費	202,648
営業外費用	45,556
特別損失	169
計	436,469

当年度純損失

△ 23,572

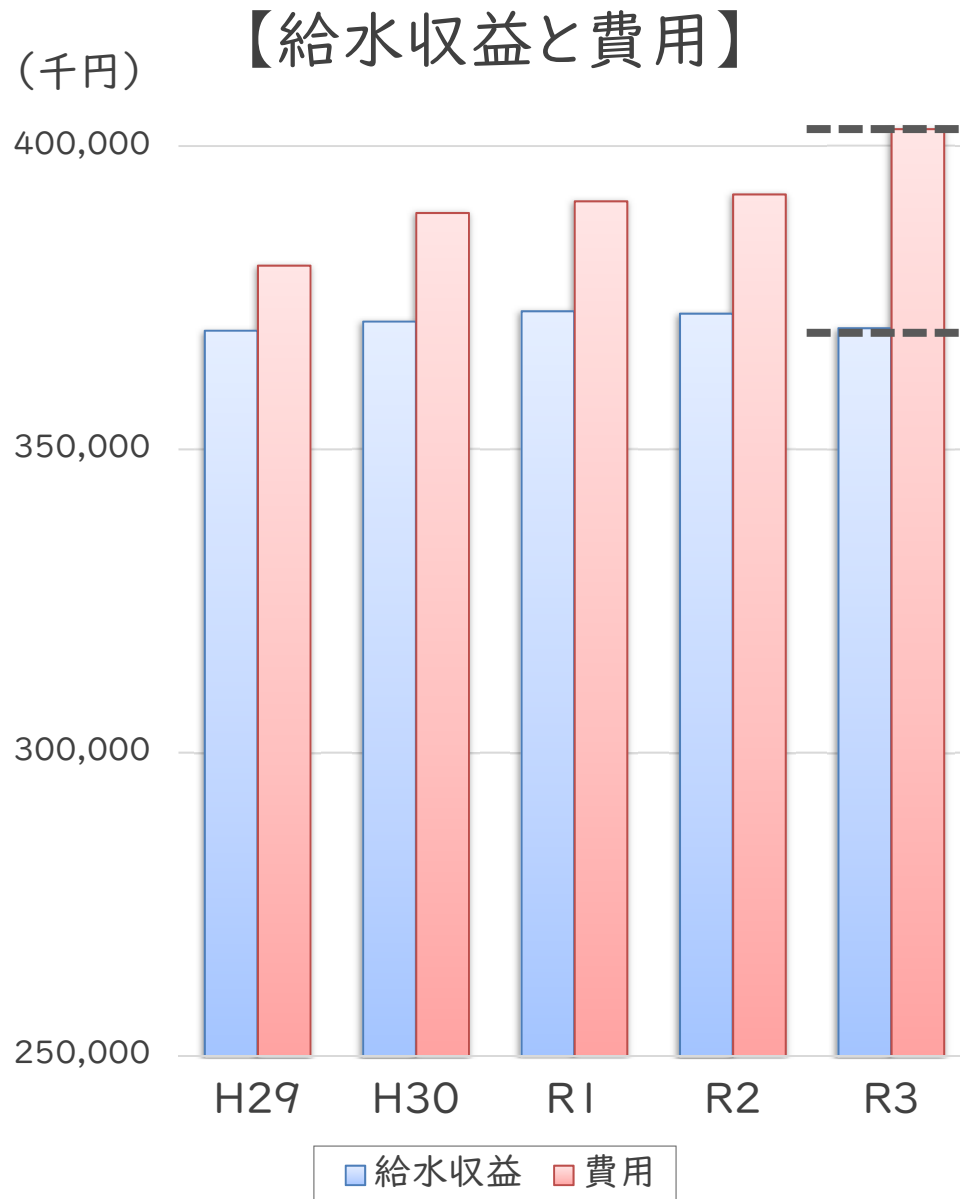


■ 経営成績 経年比較

	(千円)				
	H29	H30	R1	R2	R3
給水収益 (ア)	369,555	371,062	372,760	372,370	369,970
その他	7,772	7,856	9,399	9,697	3,245
営業外収益	38,466	39,381	39,453	40,184	39,682
経常収益 (A)	415,793	418,299	421,612	422,251	412,897
営業費用	357,128	367,707	372,831	377,318	390,744
営業外費用	55,190	53,007	50,435	47,721	45,556
経常費用 (B)	412,318	420,714	423,266	425,039	436,300
経常損益 (A)-(B)	3,475	△ 2,415	△ 1,654	△ 2,788	△ 23,403
特別利益	0	0	774	166	0
特別損失	3,405	2,954	2,435	434	169
当年度純利益	70	△ 5,369	△ 3,315	△ 3,056	△ 23,572

水道事業は、適正な原価を基に健全な運営を確保する必要があり、地方公営企業法第17条の2第2項において、独立採算の原則が規定されています。松前町水道事業の決算では、4期連続で赤字が続いており、令和4年度についても、赤字決算となる見込みです。

■ 収益と費用のバランス



水の供給にかかる費用を、給水収益で賄えていない。



民間企業であれば、赤字が続いており、倒産の危機。

【解説】

※ 給水収益=2頁の(ア)の金額

費用=経常費用(2頁の(イ)の金額)-長期前受金戻入額

※ 「長期前受金戻入額」とは、水道管等を整備した時に国から受けた補助金等を数十年に分割し、減価償却見合い分として順次、収益として計上するものです。

■料金回収率

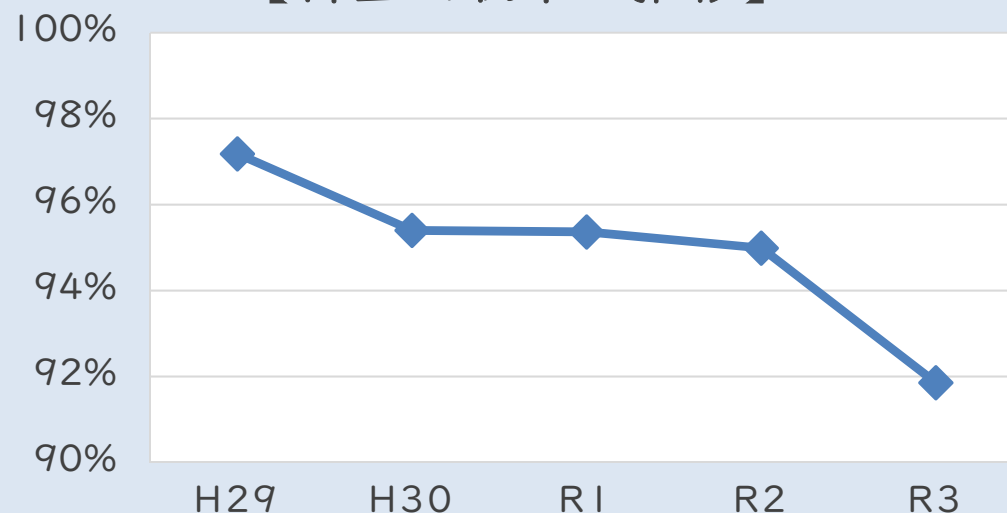
料金回収率

水道事業の経営状況の健全性を示す指標の一つです。(供給単価÷給水原価)

松前町_料金回収率

平成29年度	97.18 %
平成30年度	95.40 %
令和元年度	95.36 %
令和2年度	94.99 %
令和3年度	91.86 %

【料金回収率の推移】



料金回収率が100%を下回る場合、水道料金で給水に係る費用を賄えていないことを意味します。松前町水道事業では、これまでの蓄えを切り崩している状況です。

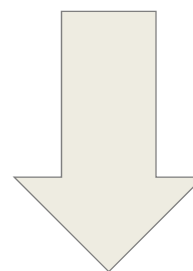
■愛媛県内の料金回収率

団体	料金回収率
松前町	91.86 %
鬼北町	140.90 %
松山市	122.62 %
宇和島市	111.56 %
西条市	111.34 %
上島町	109.23 %
八幡浜市	106.80 %
新居浜市	105.60 %
四国中央市	105.15 %
伊予市	101.66 %
砥部町	101.34 %
今治市	97.24 %
大洲市	96.36 %
西予市	95.02 %
内子町	91.24 %
松野町	89.35 %
愛南町	72.59 %
伊方町	71.81 %
東温市	71.11 %
久万高原町	63.83 %

令和3年度決算統計より算出

給水に係る費用は、給水収益によって賄うことが原則です。

また、安定的な給水を行うためには、更新投資等に充てる財源の確保が求められます。



今後、費用を削減するとともに、適切な料金設定を行う必要があります。

■ (参考) 料金回収率100%となる改定率

	給水収益(千円)	費用(千円)	改定率
令和元年度	372,760	390,881	4.861…%
令和2年度	372,370	392,015	5.275…%
令和3年度	369,970	402,776	8.867…%
3か年平均	371,700	395,224	6.328…%

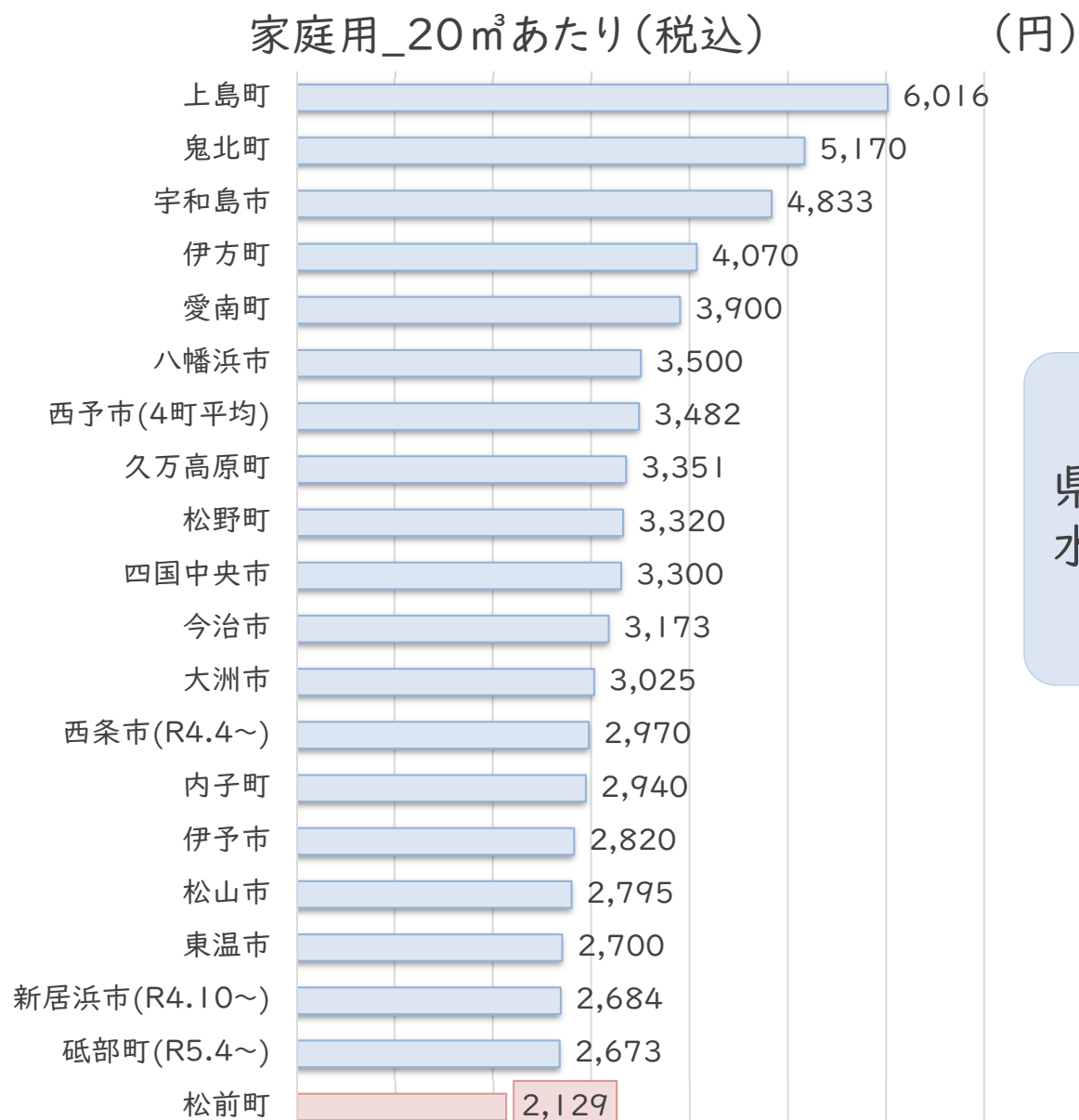
【例】令和3年度

$$369,970 \times 1.08867\cdots = 402,776$$

直近3か年の決算をベースに料金回収率100%を目指す場合、改定率の平均はおよそ6.3%です。

今後は、人口減少に伴う料金収入の減少、工事費や維持管理費(電気料金等)の増加が見込まれるため、料金回収率100%及び更新投資に係る財源の確保を達成するには、6.3%を超える改定率が必要となる見込みです。

■愛媛県内の水道料金比較



県内20市町のうち、松前町の水道料金が最も低い。

令和4年11月1日事務局調べ

■ 現行の水道料金表 (税込)

種別	区分	用途	料金			
			基本水量	基本料金	超過水量	従量料金 (1 m ³ につき)
専用給水装置	計量制	家庭用	10 m ³	792.0 円	11 m ³ ~ 30 m ³	126.5 円
					31 m ³ ~ 50 m ³	139.7 円
					51 m ³ ~	155.1 円
		団体用	10 m ³	1,092.3 円	11 m ³ ~ 50 m ³	146.3 円
					51 m ³ ~ 150 m ³	159.5 円
					151 m ³ ~	173.8 円
		工業用	200 m ³	26,087.6 円	201 m ³ ~	194.7 円
		営業用	10 m ³	1,108.8 円	11 m ³ ~ 50 m ³	145.2 円
					51 m ³ ~ 150 m ³	158.4 円
					151 m ³ ~	172.7 円
		湯屋用	200 m ³	17,873.9 円	201 m ³ ~	145.2 円
		臨時用	1 m ³	178.2 円	2 m ³ ~	178.2 円
給水共装置		家庭用	10 m ³	664.4 円	11 m ³ ~ 30 m ³	86.9 円
					31 m ³ ~ 50 m ³	94.6 円
					51 m ³ ~	102.3 円

■ メーター使用料

量水器口径	使用料(月額)
13 mm	72.6 円
20 mm	146.3 円
25 mm	156.2 円
30 mm	261.8 円
40 mm	324.5 円
50 mm	1,570.8 円
75 mm	1,885.4 円
100mm	2,618.0 円

【計算例】家庭用20m³使用した場合

$$792 + [126.5 \times 10 \text{ m}^3] + 72.6 = 2,129.6 \text{ 円}$$

(基本料金) (従量料金) (超過水量) (メーター)

〈地方公営企業 用語解説〉

□ 地方公営企業とは？

地方公共団体が直接経営する企業で、住民の福祉の増進を目的として、**主にその経費を経営に伴う収入をもって賄うことを原則**としています。

□ 公営企業会計とは？

官庁会計は、「単式簿記」として現金主義を採用しています。それに対し公営企業会計は発生主義を採用し、現金の出入りと同時に財産の増減など経済価値の変動を伴うあらゆる事実について、その原因となる経済活動の発生時点で整理・記録する**「複式簿記」**で経理を行っています。

〈地方公営企業 用語解説〉

□ 料金回収率とは？

... 給水に係る費用が、どの程度、水道料金収入で賄えているかを表すことができるものです。以下の算式で求めます。

$$\text{料金回収率} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

$$\text{供給単価} = \frac{\text{給水収益（水道料金等）}}{\text{年間総有収水量（供給した水のうち、料金徴収の対象となった水量のこと）}}$$

※供給単価は、使用者から徴収する水道水1 m³あたりの平均単価のことです。

$$\text{給水原価} = \frac{\text{経常費用から受託工事費や長期前受金戻入などを引いたもの}}{\text{年間総有収水量（供給した水のうち、料金徴収の対象となった水量のこと）}}$$

※給水原価は、水道水を1 m³供給するために係る経費のことです。

〈地方公営企業 科目解説〉

経理処理で使用する勘定科目

(収入支出について、『A収益的収支』、『B資本的収支』の二つの区分があります。)

A 収益的収支

【収益】

営業収益	給水収益	水道料金やメーター使用料です。
	受託工事収益	工事受託による収益で、閉栓工事費などです。
	その他の営業収益	給水装置工事の竣工検査等に係る手数料などです。
営業外収益	受取利息及び配当金	預金利息などです。
	他会計補助金	他会計からの補助金で返済を要しないものです。
	長期前受金戻入	水道管等を整備した際に国から受けた補助金等を分割し、減価償却見合い分として順次、計上するものです。
特別利益	固定資産売却益等	土地や建物、水道管などの構築物(固定資産)を売却した場合の収益で、当年度の経常的な収益から除くべき利益などです。

〈地方公営企業 科目解説〉

【費用】

営業費用	原水及び浄水費	原水（地下水）をくみ上げて、浄水（ろ過）する施設の維持管理に要する費用です。
	配水及び給水費	配水池や配水管、給水装置等の施設の維持管理に要する費用です。
	総係費	検針や料金事務、事業全般の活動に要する費用です。
	減価償却費	整備した固定資産（水道管、建物等）の価額を使用する期間（耐用年数）全体に割り振り、使用によって減少する経済価値（減価）を毎年計上するための費用です。
	資産減耗費	固定資産（水道管、機械装置等）の更新時に、まだ減価償却されていない残りの価額分を計上するための費用です。
営業外費用	支払利息等	これまでに借り入れた企業債の利息を返済するための費用です。
特別損失	過年度損益修正損	過去の年度に請求した料金等の調整に要する費用です。

〈地方公営企業 科目解説〉

B 資本的収支

【収入】

企業債	水道管や浄水場等の整備のために外部の機関から資金を借入れするものです。
出資金	水道管や浄水場等の整備のために出資してもらうものです。
補助金	水道管や浄水場等の整備のために国から補助してもらうものです。
工事負担金	水道の新規加入時に加入金として申請者に負担してもらうものです。

【支出】

配水施設費	水道管の整備に要する費用です。
第6次拡張事業費	新しい浄水場整備に要する費用です。
企業債償還金	これまでに借り入れた企業債の元金を返済するための費用です。